

(陳受3第23号)

ワクチン検査パッケージ導入中止を求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日

令和3年12月10日

陳情者

陳情の要旨

ワクチン検査パッケージ（ワクチンパスポート）とは、2021年10月から民間で実証実験が始まった制度で、公営施設・公共交通機関・民間宿泊施設・飲食店などの場所で、「ワクチン接種証明書」または、「PCR検査陰性証明書」の提示を国民に求めるものです。

ワクチン非接種者は、制度を導入している場所を利用するたびに、「PCR検査陰性証明書」を取得せねばならず、その費用負担から、望まない接種を強いられる可能性があります。このことは、接種を余儀なくされる者の幸福追求権（憲法13条）の侵害となります。

それでも接種をしないことを決定した者の幸福追求権（憲法第13条）、移動の自由（憲法第13条、22条1項）を制約することになります。

新型コロナワクチンは、接種後も新型コロナウイルス陽性となることが判明して、「接種証明書」を用いて施設等の利用に接種者・非接種者に差異をつくることは妥当性を欠いています。結果、正当な理由でなく、接種者と非接種者を差別することになり、平等権を保障した憲法第14条の違反に当たります。

「接種証明書」「PCR検査陰性証明書」の提示を、宿泊施設・飲食店などの営業主、興業主に義務付けることが生じれば、当該営業者の営業の自由（憲法第22条1項）を侵害することになります。

現時点で治験中であり、医薬品医療機器等法第14条の3に基づく特例承認にとどまっている医薬品を自分の体内に取り入れるか否かは個人の生命・身体に関わる重要な事柄です。新型コロナウイルス感染症に効果があるかいまだ不明であり、接種後に死亡した例、アナフィラキシーショック・心筋炎その他の重篤な副反応・後遺症が多数報告されている医薬品です。2020年改正された予防接種法第9条は、ワクチン接種を「努力義務」ととどめています。また、政府のワクチン接種の実施方針は「新型コロナウイルス感染拡大の抑止」を前提としていますが、そのことへの十分な検証が実証されているとは思えません。

これまで記述したように「ワクチン検査パッケージ」の導入は、法律上の根拠を欠くこと、医学的・科学的にも実証的な根拠を欠いていることから、前述したとおり、憲法第13条、第14条、第22条1項に反するため許されないものです。

また、政府内では、PCR検査や抗原定性検査による「陰性証明」を「ワクチン接種証明書」と同等の効力を持つと考えていますが、検査の煩雑さ・有効期限が短いこと・当事者が費用負担を強いられること等を考えると、ワクチン非接種者へのいわれなき差別と考えられます。

PCR検査は、本来ウイルス検査に用いるものではない、また、簡易的な場所で短時間に行い結果が出る検査ではないことは、数人の海外及び日本人医師たちが発言されています。そのような検査を、なぜ新型コロナウイルス感染症の陽性・陰性の判定に用いることとなったのか、政府は国民に十分な説明をしてはいません。

以上のことから、「ワクチン検査パッケージ」導入中止を求める意見書を、武蔵野市議会から国へ提出することを求め陳情いたします。